

大分県内市町村の給与制度の状況（速報） ＜平成26年4月1日時点＞

平成26年4月1日時点における、大分県内18市町村の給与制度の状況を取りまとめましたので公表します。

なお、平成26年4月1日時点のラスパイレス指数等につきましては、年末頃公表する予定です。

1 給料について

- (1) 「わたり」の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 市町村別級別職員構成の状況（一般行政職）・・・・・・ 2
- (3) 給料表の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (4) 昇給・昇格制度の見直しの状況・・・・・・・・・・・・ 4
- (5) ラスパイレス指数の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

2 諸手当について

- (1) 扶養手当の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (2) 住居手当の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (3) 期末・勤勉手当の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (参考) 地方公務員の給与等に関する諸原則・・・・・・・・・・ 9

1(1) 「わたり」の状況

地方公務員法第24条第1項では、「職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない」と規定されています（「職務給の原則」）。

地方公務員給与の「わたり」とは、該当基準の①又は②のいずれかにより給与を支給することをいい、「職務給の原則」の観点から問題があります。

区分 (団体数)	団体数 (割合)	市町村名（県内市町村）	対前年比
県内 市町村 (18団体)	6 (33.3%)	大分市、別府市、日田市、宇佐市、由布市 佐伯市（H26年度に是正に取組）	▲ 3

※H25.4.1現在、全国市区町村で「わたり」がある団体は69団体（4.0%）

※「わたり」該当基準

- ① 給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない級へ格付を行うこと（形式わたり）
- ② ①の他、実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務表又は給料表を定めること（実質わたり）
 - ②の具体の該当基準については、少なくとも、次のⅠからⅣのいずれかに該当する場合には、原則として「わたり」に該当。
 - Ⅰ 級別職務分類表及び級別標準職務表が、職務を明確に分類したものとなっていない場合

例）主査（3～5級）が一定の経験年数を経れば、4級から5級に昇格する場合
 - Ⅱ 一つの職が4つ以上の級にわたって格付けられている場合
 - Ⅲ 国家公務員の官職と職務・職責が同等な職の級の格付けが、国家公務員の本省の格付けを超えている場合

例）国の係員に相当する職を3級以上に格付け
 国の主任に相当する職を4級以上に格付け
 国の係長に相当する職を5級以上に格付け
 国の課長補佐に相当する職を7級以上に格付け
 - Ⅳ 国家公務員の官職と職務・職責が同等な職の給料月額の高水準が、国家公務員の俸給月額の最高水準を相当程度超えている場合

1(2) 市町村別級別職員構成の状況（一般行政職）

県内市町村の級別の職員構成は下記のとおりです。

職務給の原則から、上位級の比率が過大にならないように計画的に管理していくことが求められます。

① 国に準拠した給料表を使用している団体

市町村名	一般行政 職員数 (人)	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	5級以上	6級以上
		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
		(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
別 府 市	464	103	62	62	51	8	—	—	183	121
		22.2	13.4	13.4	11.0	1.7	—	—	39.4	26.1
中 津 市	525	151	127	35	39	14	—	—	215	88
		28.8	24.2	6.7	7.4	2.7	—	—	41.0	16.8
日 田 市	519	94	144	80	41	11	—	—	276	132
		18.1	27.7	15.4	7.9	2.1	—	—	53.2	25.4
佐 伯 市	628	79	209	163	55	9	—	—	436	227
		12.6	33.3	26.0	8.8	1.4	—	—	69.4	36.1
臼 杵 市	279	100	53	24	23	7	—	—	107	54
		35.8	19.0	8.6	8.2	2.5	—	—	38.4	19.4
津久見市	153	67	44	17	3	—	—	—	64	20
		43.8	28.8	11.1	2.0	—	—	—	41.8	13.1
竹 田 市	229	64	52	20	37	—	—	—	109	57
		27.9	22.7	8.7	16.2	—	—	—	47.6	24.9
豊後高田市	217	73	4	23	23	—	—	—	50	46
		33.6	1.8	10.6	10.6	—	—	—	23.0	21.2
杵 築 市	256	110	28	32	19	—	—	—	79	51
		43.0	10.9	12.5	7.4	—	—	—	30.9	19.9
宇 佐 市	436	34	134	105	32	10	—	—	281	147
		7.8	30.7	24.1	7.3	2.3	—	—	64.4	33.7
豊後大野市	312	83	86	47	28	—	—	—	161	75
		26.6	27.6	15.1	9.0	—	—	—	51.6	24.0
由 布 市	258	47	36	70	29	10	—	—	145	109
		18.2	14.0	27.1	11.2	3.9	—	—	56.2	42.2
国 東 市	289	93	88	17	43	—	—	—	148	60
		32.2	30.4	5.9	14.9	—	—	—	51.2	20.8
姫 島 村	57	16	—	—	—	—	—	—	0	0
		28.1	—	—	—	—	—	—	0.0	0.0
日 出 町	151	57	23	16	5	—	—	—	44	21
		37.7	15.2	10.6	3.3	—	—	—	29.1	13.9
九 重 町	109	11	30	0	12	—	—	—	42	12
		10.1	27.5	0.0	11.0	—	—	—	38.5	11.0
玖 珠 町	139	48	23	19	7	—	—	—	49	26
		34.5	16.5	13.7	5.0	—	—	—	35.3	18.7
大分県	3,861	1,153	835	212	244	66	17	—	1,374	539
		29.9	21.6	5.5	6.3	1.7	0.4	—	35.6	14.0
国	141,574	35,506	18,769	15,343	3,521	2,112	1,302	226	41,273	22,504
		25.1	13.3	10.8	2.5	1.5	0.9	0.2	29.2	15.9

② 独自給料表を使用している団体

市町村名	一般行政 職員数 (人)	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	5級以上	6級以上
		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
		(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
大 分 市	1,627	627	283	87	51	37	20	—	478	195
		38.5	17.4	5.3	3.1	2.3	1.2	—	29.4	12.0

※参考 (5級以上)4級以下の職員のうち、国に準拠した給料表の4級最高号給を超える給料月額を超過する職員を含めて算出

(6級以上)5級以下の職員のうち、国に準拠した給料表の5級最高号給を超える給料月額を超過する職員を含めて算出

※585
※476
※36.0
※29.3

1(3) 給料表の状況（一般行政職給料表における最高号給月額）

市町村職員の給料表は、職務の複雑、困難及び責任の度に応じた「級」と職務経験年数による職務の習熟を反映する「号給」により条例で定められています。

表の設定にあたっては、公務としての近似性・類似性を重視して国の制度を基本とし、水準は地域の民間給与をより重視すべきであるが、仮に民間給与が高い地域であっても、それぞれの地域における国家公務員の水準を目安とすることとされています。

また、人事委員会を設置していない市町村においては、県の人事委員会の機能が十分に発揮され又は強化されることにより、これを参考にして整備することで、間接的に地域民間給与の反映を行うよう検討すべきとされています（出典：「地方公務員の給与制度のあり方に関する研究会報告書」）。

① 国に準拠した給料表を使用している団体

（単位：円）

市町村名	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
別府市	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600	456,200	478,200	—
中津市	243,700	307,800	354,700	393,300	405,800	427,800	456,200	478,200	—
日田市	243,700	307,800	356,400	388,300	411,000	435,600	459,200	478,200	—
佐伯市	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	441,500	459,200	478,200	—
臼杵市	243,700	307,800	354,700	388,300	405,300	427,800	456,200	478,200	—
津久見市	243,700	307,800	354,700	393,300	405,800	427,800	456,200	—	—
竹田市	243,700	307,800	354,700	393,300	405,800	427,800	456,200	—	—
豊後高田市	243,700	307,800	354,700	393,300	405,800	427,800	456,200	—	—
杵築市	243,700	307,800	354,700	393,300	405,800	427,800	456,200	—	—
宇佐市	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	432,500	456,200	478,200	—
豊後大野市	243,700	307,800	354,700	388,300	409,100	435,100	456,200	—	—
由布市	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	444,100	456,200	478,200	—
国東市	243,700	307,800	354,700	388,300	405,800	435,100	456,200	—	—
姫島村	243,700	307,800	354,700	388,300	—	—	—	—	—
日出町	243,700	307,800	354,700	395,100	409,100	429,900	456,200	—	—
九重町	243,700	307,800	354,700	393,300	413,600	433,000	456,200	—	—
玖珠町	243,700	307,800	354,700	400,800	418,800	446,000	456,200	—	—
大分県	243,700	307,800	354,700	393,300	405,800	427,800	456,200	478,200	537,700

② 独自給料表を使用している団体

（単位：円）

市町村名	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
大分市	243,700	307,800	354,700	426,900 (393,300)	435,800 (405,800)	451,200 (427,800)	456,200	478,200	537,700

（ ）内は、条例本則の給料月額

1(4) 昇給・昇格制度の見直しの状況

50歳台後半層の給与水準の上昇を抑制するため、昇給・昇格制度の見直しを実施している団体の状況を記載しています。

市町村名	①55歳昇給停止 (標準の成績)	実施年月日	②昇格時号給対 応表の改正	実施年月日
大分市	未実施 (58歳昇給停止)		未改正	
別府市	未実施		未改正	
中津市	未実施		未改正	
日田市	未実施 (56歳昇給停止)		○	H25. 4. 1～
佐伯市	未実施		○	H25. 4. 1～
臼杵市	未実施		○	H25. 4. 1～
津久見市	未実施		○	H25. 4. 1～
竹田市	未実施		未改正	
豊後高田市	未実施		○	H25. 4. 1～
杵築市	未実施		○	H25.6.26～
宇佐市	未実施		未改正	
豊後大野市	未実施		未改正	
由布市	未実施		○	H25. 4. 1～
国東市	未実施		○	H25. 4. 1～
姫島村	○	H26. 1. 1～	※	
日出町	未実施		未改正	
九重町	○	H26. 1. 1～	○	H25. 4. 1～
玖珠町	未実施		○	H25.3.1～
大分県	○	H26. 1. 1～	○	H25. 1. 1～
国	○	H26. 1. 1～	○	H25. 1. 1～

昇格時号給対応表の改正（昇格に伴う給料月額の上昇を抑制）

（例） 5級85号給（400,600円）から6級へ昇格した場合

未改正：6級65号給（414,900円 +14,300円）

改正後：6級55号給（408,500円 +7,900円）

※従来から本改正を上回る給料月額の上昇抑制を実施

1(5) ラスパイレス指数の状況 (H25. 4. 1時点。H26. 4. 1時点については年末頃公表予定)

県内市町村の給与水準は、ラスパイレス指数でみると、市町村平均（職員数による加重平均）で108.9（対前年比▲0.2ポイント）です。

ラスパイレス指数の県内市町村平均は、13団体が独自の給与削減措置を実施していますが、全地方公共団体平均106.9と比較して2.0ポイント上回っています。

参考値（国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置がないとした場合の値）でみると、市町村平均は100.6（対前年比▲0.3、全地方公共団体平均98.8）です。

市町村名	25年		24年		前年比		給与削減措置の状況
	指数	(参考値)	指数	(参考値)	指数	(参考値)	
大分市	110.3	101.9	110.5	102.1	▲0.2	▲0.2	管理職 4% 非管理職3%
別府市	109.1	100.8	109.7	101.4	▲0.6	▲0.6	—
中津市	109.4	101.0	108.9	100.6	0.5	0.4	管理職手当受給者4% 4級～6級（一部） 1% 1～3級 0.5%
日田市	110.5	102.1	110.7	102.3	▲0.2	▲0.2	部長級(8級) 4% 課長級(7級) 2%
佐伯市	107.9	99.7	107.7	99.5	0.2	0.2	5%
臼杵市	108.5	100.3	108.9	100.6	▲0.4	▲0.3	—
津久見市	108.6	100.2	108.3	100.0	0.3	0.2	—
竹田市	108.7	100.4	108.5	100.2	0.2	0.2	管理職(7級以上) 5% 非管理職 3%
豊後高田市	107.0	98.8	107.7	99.6	▲0.7	▲0.8	—
杵築市	110.0	101.7	109.2	101.0	0.8	0.7	課長級(7級) 3% 課長・課長補佐級(6級) 2%
宇佐市	108.1	99.9	108.4	100.2	▲0.3	▲0.3	部・課長(8・7級) 5% 3級～6級 4% 1・2級 3%
豊後大野市	108.4	100.1	109.6	101.2	▲1.2	▲1.1	—
由布市	110.0	101.6	109.9	101.6	0.1	0.0	部・課長(8・7級) 5% 6級(課長補佐級) 3% 1級～5級 2.5%
国東市	109.1	100.8	109.5	101.2	▲0.4	▲0.4	管理職(7級) 5% 補佐級(6級) 3% 4・5級 2%
市平均	109.1	100.9	109.4	101.1	▲0.3	▲0.2	
(全国市)	106.6	98.5	106.9	98.8	▲0.3	▲0.3	
姫島村	78.6	72.5	78.9	72.9	▲0.3	▲0.4	5%
日出町	109.1	100.8	110.0	101.6	▲0.9	▲0.8	4級～7級 5% 1級～3級 4%
九重町	108.2	100.0	108.0	99.8	0.2	0.2	管理職 3～5% 2級～5級 1.5～2.5%
玖珠町	108.9	100.6	108.8	100.5	0.1	0.1	1%
町村平均	105.3	97.3	105.6	97.6	▲0.3	▲0.3	
(全国町村)	103.2	95.4	103.3	95.5	▲0.1	▲0.1	
市町村平均	108.9	100.6	109.1	100.9	▲0.2	▲0.3	
全地方公共団体平均	106.9	98.8	107.0	98.9	▲0.1	▲0.1	
大分県	108.5	100.3	108.8	100.5	▲0.3	▲0.2	

※下線は給与削減措置を実施している団体

2(1) 扶養手当の状況

扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給される手当です。

①配偶者、②配偶者以外（子、父母等）、③特定期間加算（満15歳～満22歳にある子に対する②への加算）の月額を記載しています。

市町村名	①配偶者	②配偶者以外	③特定期間加算	備考
大分市	14,000円	7,500円	5,600円	②：H26.4.1改定
別府市	13,000円	7,000円	5,500円	②③：H26.4.1改定
中津市	13,000円	6,500円	5,000円	
日田市	13,000円	7,000円	5,500円	②③：H26.4.1改定
佐伯市	13,000円	6,500円	5,000円	
臼杵市	14,000円	7,000円	5,500円	
津久見市	13,000円	6,500円	5,000円	
竹田市	13,000円	6,500円	5,000円	
豊後高田市	14,000円	7,000円	5,500円	③：H26.4.1改定
杵築市	14,000円	7,000円	5,500円	①：H26.4.1改定
宇佐市	14,000円	7,000円	5,500円	
豊後大野市	14,000円	7,000円	5,500円	①②③：H26.4.1改定
由布市	14,000円	7,000円	5,500円	
国東市	14,000円	7,000円	5,000円	
姫島村	13,000円	6,500円	5,000円	
日出町	13,000円	6,500円	5,000円	
九重町	13,000円	6,500円	5,000円	
玖珠町	13,000円	7,500円	5,000円	
大分県	13,000円	6,500円	5,000円	
国	13,000円	6,500円	5,000円	

2(2) 住居手当の状況

①は、住宅を借り受け、一定額を超える家賃又は間代を払っている職員に支給する手当額の上限額を、②は、所有する住宅に居住する世帯主である職員に支給する手当額の月額を記載しています。

②については、国、大分県、全国市区町村の74.3%が制度を廃止しています。

市町村名	①借家・借間 (上限額)	②自宅	備考
大分市	28,500円	H26. 4. 1廃止	廃止前 8,500円(9年以上6,000円) (経過措置) H26 7,500円(9年以上5,500円) H27 6,500円(9年以上5,000円) H28 5,500円(9年以上4,500円) H29 4,500円(9年以上4,000円) H30 3,500円
別府市	27,000円	5,300円(6年以上 3,600円)	
中津市	27,000円	4,500円(2年以上 3,000円)	
日田市	27,000円	4,500円(7年以上 3,000円)	
佐伯市	27,000円	4,500円(7年以上 2,500円)	
臼杵市	27,000円	6,000円(9年以上 4,000円)	
津久見市	27,000円	2,500円(6年以上 0円)	
竹田市	27,000円	2,500円	
豊後高田市	27,000円	4,500円(7年以上 3,000円)	
杵築市	27,000円	4,500円(6年以上 3,000円)	
宇佐市	27,000円	5,500円(7年以上 3,500円)	
豊後大野市	27,000円	3,400円	
由布市	27,000円	5,500円(7年以上 2,500円)	
国東市	27,000円	4,500円(6年以上 3,000円)	
姫島村			制度なし
日出町	27,000円	4,500円(7年以上 3,000円)	
九重町	27,000円	2,500円	
玖珠町	27,000円	3,500円(6年以上 2,000円)	
大分県	27,000円	H25. 4. 1廃止	廃止前 3,000円 (経過措置) H25 2,000円 H26 1,000円
国	27,000円	H21. 12. 1廃止	

2(3) 期末・勤勉手当の状況

期末・勤勉手当は、民間における賞与等の特別給との均衡上支給される給与です。

- ①支給月数、②役職段階別加算（職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮した加算）、
③管理職加算（管理又は監督の地位にある職員に対する加算）について記載しています。

市町村名	①支給月数 (年間)	②役職段階別加算 (H25. 12期)					③管理職加算
		1・2級 主事	3級 主任・主査	4・5級 係長・課長補佐	6・7級 課長	8・9級 次長・部長	
大分市	3. 95	0%	5%	10%	17%	17%	9級 10% 8級 6% 6・7級 5% 5級 4% 4級 3%
別府市	3. 95	0%	8%	13～15%	15%	15%	
中津市	3. 95	0%	5%	10%	15%	15%	
日田市	3. 95	0%	5%	10%	15%	15%	
佐伯市	3. 95	0%	5%	10%	15%	15%	
臼杵市	3. 95	0%	5%	10%	15%	15%	
津久見市	3. 95	0%	5%	10%	15%		
竹田市	3. 95	0%	5%	10～13%	15%		
豊後高田市	3. 95	0%	5%	10%	15%		
杵築市	3. 95	0%	5%	10～13%	15%		
宇佐市	3. 95	0%	5%	10～13%	15%	15%	
豊後大野市	3. 95	0%	5%	10%	15%		
由布市	3. 95	0%	5%	10%	15%	15%	
国東市	3. 95	0%	5%	10%	15%		
姫島村	3. 95	0%	5%	5%			
日出町	3. 95	0%	5%	10%	15%		
九重町	3. 95	0%	5%	10%	15%		
玖珠町	3. 95	0%	5%	10%	15%		
大分県	3. 95	0%	5%	10%	15%	20%	8・9級 10%
国	3. 95	0%	5%	10%	15%	20%	7～10級 10～25%

(参考)

◇地方公務員の給与等に関する諸原則

地方公務員である市町村職員の給与等については、地方公務員法（以下「地公法」という。）等にその基本となる原則が規定されており、大別して「地方公務員制度全般に通ずる原則」と「給与決定に関する原則」とがあります。

(1) 地方公務員制度全般に通ずる原則

ア 平等取扱いの原則（地公法第13条）

「地方公務員法の適用については、平等に取り扱われなければならない」とされており、採用、給与、その他勤務条件を決定する際に、性別や信条などで差別を行わないことです。

イ 情勢適応の原則（地公法第14条）

「地方公共団体は、職員の給与その他の勤務条件について、社会一般の情勢に適用するよう、随時、適当な措置を講ずる義務がある」とされており、この規定に基づく人事院勧告及び人事委員会勧告を踏まえ、改正が行われます。

ウ 均衡の原則（地公法第24条第5項）

「勤務時間その他勤務条件を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払わなければならない」とされており、国及び他の地方公共団体の動向を踏まえ、勤務条件が決定されます。

(2) 給与決定に関する原則

ア 給与条例主義（地方自治法第204条第3項、第204条の2、地公法第24条第6項、第25条第1項）

「給与は、条例で定めなければならない、また、条例の根拠に基づかない限り支給することができない」とされており、議会のチェックのもと決定されることとなります。

イ 職務給の原則（地公法第24条第1項）

「給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない」とされており、係長や課長といったように職責に応じて、給与が決定されます。

ウ 均衡の原則（地公法第24条第3項）

「給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」とされており、民間給与等の実態調査をもとに行われる人事院勧告及び人事委員会勧告を踏まえ、定められています。

このような原則に基づいて、市町村においては条例・規則による給与その他勤務条件の決定を行うことが必要です。